

令和3年所得申告相談に向けた経費等事前計算会について

田子町では、令和3年所得申告相談を令和3年2月～3月にかけて実施します。

詳細については、令和3年1月の全戸配布チラシでお知らせします。

令和2年所得申告相談までは、ご自身で経費等計算が不安な方むけに申告会場内で農業や営業の収入、経費、医療費控除等の計算を担当者が受け付けておりました。

令和3年所得申告相談では、新型コロナウイルス感染症対策(申告者の会場滞在時間短縮)として、会場内での計算の受け付けを停止させていただきます。

そのため、ご自身で経費等計算が不安な方むけに以下のとおり役場にて事前計算会を行いますので、ぜひご利用ください。

○期間: 令和3年1月12日～2月8日(土日祝日は除きます)
9時～15時

○会場: 役場第2会議室または第3会議室
※ご来庁の際は、税務課窓口へお声がけください

○対象者: ご自身で経費等計算が不安な方(医療費控除等の計算も含みます)

○申し込み方法: 混雑回避のため、あらかじめ当日正午までに役場税務課へお電話でご予約をお願いいたします
※ご予約状況により、ご希望に添えかねることもございますのでご了承ください

○用意するもの: 売り上げが分かる書類、経費として支払った領収書、病院から発行された領収書等

※税務課窓口へ来庁される方へ

マスクの着用をお願いいたします。着用をされていない場合は、窓口にてマスクを配布します。

※医療費控除の計算をされる方へ

計算をされる際は、①人ごと、②病院・薬局ごとの順でお願いいたします。詳細は、12月全戸配布の医療費控除の明細書【内訳書】をご覧ください。

※葉たばこ生産者様へ

今年度は、販売日が令和3年になってからのことと思われます。

今回は、コロナウイルス感染症対策のため、申告会場で計算を行うことができません。

そのため、計算をご希望の方については、経費分のみでも事前に計算作業を行うことができますので、販売前であっても経費等の書類を持参し、期間内にお越しく下さい。

※持続化給付金等をお受け取りの方へ

令和2年中に受け取った持続化給付金や家賃支援給付金などは課税対象となりますので、受け取り金額等を確認できる書類などをご持参ください。

ご予約・お問い合わせ先
田子町役場税務課税務グループ
TEL:0179-20-7112(直通)
(開庁時間 8時15分~17時)

所得申告相談期間を迎える前に経費等の計算をしましょう



裏面もご覧ください。

この紙は大事な資源物です。

雑紙収集